

茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会規則

令和5年3月24日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会条例（令和5年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第2号）第11条の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会の会議は、公開しないものとする。ただし、審査会が必要と認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第3条 審査会の庶務は、総務企画課において処理する。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(茨城県後期高齢者医療広域連合情報審査会規則の廃止)

第2条 茨城県後期高齢者医療広域連合情報審査会規則（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第14号）は廃止する。